平成２９年（フ）第１９２２号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ703号
破産者　齋院　　博
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０号
宮城県石巻市沢田字折立入61番地２　養護老人ホーム万生園、前住所宮城県石巻市水押２丁目３番12号
破産者　千田　　昇
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
群馬県高崎市剣崎町1348番地１
破産者　木暮　重幸
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２８号
群馬県安中市下磯部370番地50　下磯部県営住宅Ｃ棟50号、破産手続開始決定時の住所群馬県安中市中野谷1925番地１
破産者　小林　　茂
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１９９号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1875番地４
武藤南アパートＤ棟
破産者　山谷　数幸
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４７号
埼玉県富士見市大字水子2529番地２　ユニハイム斉藤101
破産者　河野　晃宏
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２２号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目３番25号　ヴィラフェニック103
破産者　春田　清志
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３７号
埼玉県狭山市柏原4350番地　グラシアＢ103
破産者　鈴木　和美（旧姓福田）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６５号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３－７－201
破産者　豊島　浩哉
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６２号
埼玉県熊谷市葛和田762番地
破産者　齊藤　一郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２６８号
埼玉県深谷市東方3697番地４　ルピナスＢ201号
破産者　吉田　洋人
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８２号
埼玉県比企郡小川町大字腰越2322番地６
破産者　岩戸　愛子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９５６号
横浜市鶴見区下末吉１丁目５番７号　ハイツハリマヤ201
破産者　菊地　正洋
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３６６号
神奈川県海老名市中新田４丁目22番９号
破産者　城下　秀爾
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８号
埼玉県川口市飯塚３丁目３番１－604号　東急ドエルスカイマークタワー川口、開始時の住所岐阜県瑞穂市祖父江46番地51
破産者　金杉　政知
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５０９号
静岡県牧之原市坂部699番地２　カーサブローテⅡ　103
破産者　岡村　利夫
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６号
静岡県富士市中之郷2602番地の16
破産者　渡邉　久志
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１８４号
静岡県富士市錦町１丁目10番８－408号　吉原パレス
破産者　髙橋　政巳
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８１０号
名古屋市熱田区六野１丁目２番24号　ベレーサ熱田805号、従前の住所千葉県八千代市大和田新田747番地１　６番館901号
破産者　友竹公一郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部